

東京少年サッカー連盟 規約細則

第1章 加盟チーム

- 第1条 本連盟の加盟チームはクラブ所属の選手のみによって組織されたチームでなければならない。尚、1クラブにつき2チーム以上の加盟は認めない。
- 第2条 加盟チームは毎年2月と9月に所定の手続きを終了し、本連盟に申請しなければならない。
- 第3条 加盟チームは、連盟加盟費、各大会参加費を、さだめられた期日までに納めることにより加盟の手続きを終了したものとみなされ、加盟、大会参加資格を得る。

第2章 試合およびリーグ戦

- 第4条 すべての試合は当連盟の統制を受ける。
- 第5条 試合において、競技場内および、その周辺に発生したチームまたは所属員に関する懲罰事項については本連盟において採決される。

第3章 備付書類

- 第6条 備付書類は下記のものとする。
1. 金銭出納簿
 2. 代表者会議議事録
 3. 理事会議事録
 4. 加盟チーム登録票
 5. 役員名簿
 6. 試合および各大会の記録
 7. 賞罰記録

第4章 理事会における処分

- 第7条 理事会の中に大会中毎、設置される規律委員会で諮られ決定する。本連盟規約第27条第1項により、理事会で決せられる処分の種類は以下の通りである。
1. チーム代表者からの理事長宛誓約書の提出
 2. 大会運営時の準備協力
 3. 監督又はコーチなどのチーム関係者の一定試合数の出場停止
 4. 監督・コーチなどのチーム関係者の交替の勧告
 5. 理事長名による警告書の発行
 6. 一定期間の出場停止
 7. 本連盟からの除名を含む理事会で決定したその他の処分
- 第8条 理事会は、委任状を含めて理事の3分の2以上の同意をもって、規約第6条第3項の違反の程度により、前条規定の処分を決する。
- 第9条 理事長は、前条の処分内容を該当チームの代表者に、速やかに文書で通達する。
- 第10条 規律委員会は、審議に必要な場合には関係者から事情を聴取することができる。
- 第11条 当該チームは、処分内容に不服がある場合には通知を受け取った日から、2週間以内に規律委員会に不服を申し立てることができる。
- 不服の申し立てがあった場合は規律委員会は、速やかに再審議をしなければならない。前項の審議結果は、速やかに該当チームに文書で通知しなければならない。

第5章 会計

- 第12条 加盟チームは加盟費・各大会参加費諸費用について、定められた期日までに支払うものとする。支払い期日、支払い方法、支払い場所については理事会にて決定、通知する。
- 第13条 期日までに各種費用が未納であるチームには 理事長名による加盟チーム代表者等に対する督促状 会長名による警告書が発行され、なおも未納の場合、理事会にてその処分を決定し実施する。

第6章 慶弔

- 第14条 弔事について加盟クラブの役員、指導者の場合、香料1万円、献花などを供し弔意を表す。
- 2 その他連盟関係者、他団体の慶弔についても必要に応じて敬意をもって対処する。
 - 3 緊急を要する場合は総務委員会に報告し、事後に理事会の承認を得なければならない。

本規約細則は平成25年8月31日より施行する。